

## 秋田地方裁判所委員会第16回議事概要

### 1 開催日時

平成23年1月28日（金）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

秋田地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略，五十音順）

小松弘子，佐川博之，佐々木博子，佐々木有紀，杉山陽子，豊田建夫，馬場純夫，平野大輔，安田清

（説明者）

星民事首席書記官，品川刑事首席書記官

（事務局）

小野事務局長，八巻総務課長，成田検審局長，星庶務係長

### 4 議事

#### （1）開会

#### （2）秋田地方裁判所長挨拶（豊田委員）

#### （3）新任委員紹介（安田委員）

#### （4）委員長選出

委員長として，出席委員の互選により，秋田地方裁判所長の豊田委員を選出した。

#### （5）委員長による職務代理者の指名

地方裁判所委員会規則第6条第3項に基づき，委員長の職務代理者に馬場委員を指名した。

### 5 テーマについて

※ □が委員長，■が委員，○が説明者の発言（以下同じ。）

### (1) 民事通常事件の動向について

- 説明者が、民事通常事件の動向及び迅速処理の取組等について、資料に基づいて説明した。
- 只今の説明について、意見又は感想を伺いたい。
- 過払金に関する説明があったが、消費者センターでも、過払金の相談は、貸金業者の今般の状況による影響があって、沈静化している。
- 過払金返還請求事件が平成21年までは増加し、平成22年に大幅に減少した理由や背景事情については、どのように分析しているか。
- 過払金返還請求事件については、最高裁判所の利息制限法を超えた支払いをした金員の取扱いに関する判決が出てから急激に訴えが増加した。従前よりも若干沈静化してきたと思われるが、今年度の事件の割合は地簡裁とも約66パーセントと、依然として高い水準にある。
- 最高裁判所で過払金の請求が認められる判決があったことから、急激に過払金返還請求事件が増加したが、平成21年には事件も一巡し、提訴をする人が減ったものと推測される。

### (2) 裁判員裁判の実施状況について

- 説明者が、裁判員裁判の実施状況について、資料に基づいて説明した。
- 只今の説明について、意見又は感想を伺いたい。
- 秋田地方裁判所の刑事事件のうち、裁判員裁判の割合はどれぐらいか。
- 全国的には全事件数の3パーセントぐらいであり、秋田地方裁判所本庁では毎年200件ぐらいの新しい事件がある中で、裁判員裁判はこの1年9か月で8件係属しているので、全国的傾向と同程度と見ている。

### (3) 裁判員裁判の当面する諸問題について

- 裁判員裁判が実施されて1年9か月が経ち、報道によれば昨年10月末までには全国で2,652件、昨年末までには全国で約3,000件の起訴がされ、そのうち昨年10月末までには1,363件、昨年末までには約1,500件が終わっている。それらの事件には、死刑が宣告された事件や少年事件等、社

会的耳目を集め広くマスコミ報道がされた事件も数多くある。

裁判員法の附則では、施行後3年を経過した段階で、施行状況について検討を加えることになっており、今後施行状況の検証や必要な見直しなどに関する議論が活発になることが予想される。

そこで、先に提示した各論点（①重罪事件の取扱い、②少年事件の取扱い、③性犯罪事件の取扱い、④裁判員裁判報道について）に従い委員の意見等を伺いたいが、議論の前提として、裁判員の心のケア等について事務方から説明がある。

- 説明者が、裁判員裁判の当面する諸問題について、資料に基づいて説明した。
- 只今の説明について、意見又は感想を伺い、更には各論点について協議願いたい。
- 裁判員の心のケアに関し、秋田地裁の裁判員裁判の事例で、メンタルヘルスサポート窓口が利用されたことはあるか。
- 秋田では利用がないが、報道によれば平成22年10月末までに全国で61件の利用があり、そのうち6件が医師等の面接によったとのことである。
- 裁判員に危害が及ぶ可能性があるとの理由で、暴力団員による殺人事件を裁判員裁判の対象としないケースが他庁であったが、明確な基準はあるのか。
- 法は、被告人や被告人がその構成員である団体の他の構成員の言動などから、裁判員に危害が加えられるおそれがあるような場合には裁判員裁判の対象事件としないことができると定めており、その適用により裁判員裁判の対象としなかったと思われる。なお、明確な基準というものはない。
- 性犯罪を裁判員裁判の対象とすることは、被害者の将来性を考えると、プライバシー保護の観点から不安がある。
- 性犯罪についての不安は裁判に限らずあるが、裁判員裁判の場合、更に精神的な負担があるのか。
- 当初は裁判員裁判ということでマスコミから注目されたため、以前だったら記者はこんなに来なかったと感じたことはある。これから制度が定着していけ

ば、裁判員裁判だからということで注目されることは格別なくなる。

以前は3人の裁判官だけで裁判をしていたが、それが県内地域から無作為で選ばれた裁判員が、裁判官と同じ情報を知ることになるため、それを被害者が負担と感ずることはあると思われる。

- 性犯罪の被害者は、狭い地域では知られてしまう不安があるので、性犯罪は裁判員裁判とは少し違う審理の方法でもよいのではないか。
- 被害者の特定を避けることや被害場所を特定しない、あるいは裁判員選任手続では、被害者と同一地区の候補者を外すなどの工夫をしていると聞いている。
- 裁判員が法廷で質問しやすいよう、どのような工夫をしているか。
- 裁判員が初めて法廷で質問する際には相当なプレッシャーを感ずると思う。裁判官としては、休廷時間を利用して、質問をしたい裁判員からの相談を受け、そういう質問でしたら、どうぞ御自身で質問してはどうですかと勇気付ける工夫をしている。裁判員は、こんな質問をしてもいいのか、的外れで恥ずかしいのではないかと心配している。裁判官に相談することで勇気を持つて質問することができるようになることを経験していただいている。
- 昨年暮れに死刑判決が続けて出ているが、裁判員経験者には死刑判決後のケアが必要ではないか。最高裁判所でメンタルヘルスサポートを行っているようだが、裁判員裁判が増加するようになった場合、地方でのケアが課題ではないか。
- 最高裁にサポート窓口が設置されており、電話や電子メールにより地方にいながらケアができる態勢を整えている。地裁でも直接お話があった場合には、個別にできる限りの対応をさせていただく予定でいる。将来的に一定事例を蓄積した上、裁判員経験者の方々から意見交換の場などで御意見を伺うことも考えられる。
- 電話やメールで行うのも一つの手法ではあるが、メンタルヘルスサポートは医師と直接行うのが本来の姿である。現在の態勢に満足することなくお願いし

たい。

- 記者からは、裁判員裁判の進行そのものに大きなトラブルはないと聞いている。裁判員経験者が記者会見に参加してくれるかどうか不安だったが、秋田地裁の努力もあり、その参加率は高く、非常に助かっている。

報道各社は、被告人を犯人扱いしない工夫をしている。例えば、報道各社でガイドラインを作ったり、検察官からの情報として、被告人の供述を報道したりしている。弁護人からの情報も同様に伺いたいですが、弁護士会は任意団体であり、弁護士事務所は個人事務所、依頼人のマイナスになることは言えないため、難しい面があることは承知している。そのため、弁護人の名前を事前に公表して欲しくない場合に、弁護人の名前が分からないまま報道していることもある。いずれにせよ、予断を与えない中立の報道をしたいと思っている。

秋田では、裁判員裁判は4件であり、まだ実績が足りない。今後、死刑判決が出るような事案や完全否認をしている事案など、裁判員に大きな負担が伴う場合にどうするかだが、これまでの取材対応等を参考にし、報道機関においても冷静かつ予断を抱かずに報道していきたいと思っている。

ところで、同意の上記者会見に応じた裁判員経験者から、会見に出席したことを後悔したとか、後で苦情のようなものが出たことはあるか。

- 今までそのようなことを聞いたことはなく、これまで同様のやり方で心配はないと思われる。

- 記者会見の声掛けはしているが、秋田の方々にはテレビに映るなら記者会見には出たくないという方がほとんどである。

裁判所に入ってくるときに、カメラで撮影されたり、記者から取材を受けたりしたこと自体がショックのようである。その報道の状況はある程度沈静化してきてはいるが、裁判員に記者会見の参加について意向を伺うと、その方が大変だと言われることがほとんどだった。

裁判所に入るときに胸から下を写しただけでも、テレビで見たとの電話が入ることがあるようなので、記者会見で胸から下を写すことも難しいものと思わ

れる。裁判員候補者は、裁判所で行う記者会見はカメラ撮影が制限されるので応じてもいいが、裁判所外で行う記者会見はカメラ撮影が制限されないので応じたくないという声がほとんどだった。

- 被写体の人物が分かるようには写さないと説明していると思うが、裁判所に入るときの撮影や取材の負担感が大きいことはよく分かった。

いろいろなケースがあり、報道各社ごとに検討しているため確約できないが、極力負担にならないよう配慮したい。

- 報道機関もいろいろ工夫を試行錯誤しながら、裁判員裁判の定着に向けて情報発信に取り組んでいただきたい。

- 裁判官としての感想はどうか。

- 制度が始まる前は、なかなか大変な制度だろうと思っていたが、始まってからもやはりいろいろ大変な場面があった。ただ、一般の方と評議をすると教えられることがたくさんあるので、良い制度だと積極的に捉えている。

ただし、これから重大事件を経験していく中で、これまでの運用方法を見直すことがあるかもしれない。刑事を担当している裁判官が会議で集まった際も、そのような意見を聞くことが多い。

- 私のように何も知らない者が、裁判員になったときに意見を述べていいかどうか今でも不安がある。

- 裁判員もそのような不安を述べている。そもそも裁判員は、専門知識がないことが前提なので、必要な知識については裁判官が説明し、事実認定や量刑については、裁判官と一緒に相談するので、その際に意見を言ってもらえればよいと伝えている。最終的には理解していただいて、結果的にいい意見をいただくことができている。

- 従来型の裁判であれば、法曹三者だけで審理することから専門用語を普通に使うため、傍聴しても何が行われているか全く分からないことがあったと思う。裁判員裁判では、傍聴人にも裁判員にも分かる普通の言葉を使うことで、わかりやすい裁判になるよう心掛けている。

- 裁判の日数が三、四日間というのは、裁判員の負担を考えれば長いですが、重大な事件を裁くには短い感じがする。また、従来型の裁判ではものすごく早く話すため、傍聴していてもよく分からないことがあったが、改善されているのか。
- 裁判員裁判では、今まで以上に証拠を厳選して、必要でかつ核心的なものに絞っているため、それが分かりやすさにつながっていると思う。検察官、弁護人も労力をかけて、水準を落とさないで審理することを目指し、一定程度は実現することができていると感じている。また、評議にある程度時間をかけ、結論を簡単に決めているということもないので、今までの裁判とは少し違って、審理が締まってきたということが出来る。裁判員には、他人のことで初めてこんなに悩んだという人もいる。判決を終えて裁判官としても非常に疲れたと感じることはあるが、充実した裁判を行ったと捉えているし、積極的な面がたくさんある制度だと感じている。
- 審理日程は、必ず連続しなければならないのか。
- 事案にもよるが、裁判員にとって、細切れの日程で行えば、その都度以前の手続を思い出さなければならならぬし、また、事件を抱えたまま日常生活をしなければならないという精神的負担が大きいと思われるため、集中して審理をした方がいいだろうということである。
- 裁判員裁判を傍聴してみたい。
- 裁判の傍聴はいつでも自由にできる。裁判員裁判でも傍聴希望者が少ない事件ならば傍聴券の発行は行わないので、期日の早い時間にお出でになれば傍聴できると思われる。

## 6 次回開催日時及びテーマについて

- 次回の期日とテーマは、追って定める。

## 7 閉会